

**【 計画変更 】 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備コース）  
提出書類のご案内**

**● 計画変更の提出期間**

変更内容により、変更書を提出する期限が異なります

**● 提出先**

千葉労働局職業対策課分室 または  
管轄のハローワーク  
〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階

千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室

TEL 043-221-4393

事業所名		受理日		受理者		HW	局
------	--	-----	--	-----	--	----	---

◎雇用管理制度整備計画期間を延長/短縮する場合

雇用管理制度整備計画期間を延長する場合は、変更前の雇用管理制度整備計画期間の末日まで  
雇用管理制度整備計画期間を短縮する場合は、変更後の雇用管理制度整備計画期間の末日まで

必須提出書類	チェック欄		
	事業主	所	局
1 人材確保支援助成金 雇用管理制度整備計画(変更)書 (様式a-1)			
2 導入する雇用管理制度区分に応じた概要票 (様式a-1別紙1~7)			

◎導入する雇用管理制度区分を変更する場合

雇用管理制度区分の一部変更または追加する場合、変更後の導入予定日の属する月の初日の1か月前まで

必須提出書類	チェック欄		
	事業主	所	局
1 人材確保支援助成金 雇用管理制度整備計画(変更)書 (様式a-1)			
2 導入する雇用管理制度区分に応じた概要票 (様式a-1別紙1~7)			

◎助成金の申請予定額の変更

雇用管理制度等区分の一部変更は、変更後の導入予定日属する月の初日の1か月前  
見直し変更雇用環境整備の措置の概要票

◎雇用管理制度区分の全部を変更する場合は既存の認定雇用管理制度整備計画の取り消しを受けたうえで  
新たな計画書を提出

◎導入する雇用管理制度の概要票(様式a-1号別紙1~5)を変更する場合

導入する雇用管理制度の種類を変更する場合は、変更後の雇用管理制度の導入予定日の属する月の前々月末まで  
導入する雇用管理制度の範囲・人数・選定基準等を変更する場合は、導入予定日の属する月の前々月末まで  
労働協約または就業規則の施行予定日(導入予定日)を変更する場合は、施行予定日(導入予定日)の属する月の前々月末まで

必須提出書類	チェック欄		
	事業主	所	局
1 人材確保支援助成金 雇用管理制度整備計画(変更)書 (様式a-1)			
2 導入する雇用管理区分に応じた概要票 (様式a-1別紙1~5)			

◎雇用管理制度の施行日等の変更

施行予定日の属する月の初日の1か月前

必須提出書類		チェック欄		
		事業主	所	局
1	人材確保支援助成金 雇用管理制度整備計画(変更)書 (様式a-1)			
2	導入する雇用管理区分に応じた概要票 (様式a-1別紙1)			

◎雇用環境整備の措置の概要票の変更

業務負担機器等の種類や数量、導入予定日の属する月の初日の1か月前

必須提出書類		チェック欄		
		事業主	所	局
1	人材確保支援助成金 雇用管理制度整備計画(変更)書 (様式a-1)			
2	導入する雇用管理区分に応じた概要票 (様式a-1別紙6)			

◎事業所確認「事業所確認票」(様式第a-2号)を変更する場合

雇用管理制度を導入する対象事業所の変更は、雇用管理制度の導入日まで

必須提出書類		チェック欄		
		事業主	所	局
1	人材確保支援助成金 雇用管理制度整備計画(変更)書 (様式a-1号)			
2	事業所確認票 (様式a-2号)			